

# 業務指示書

## ルワンダ国「ンゴマ-ラミロ区間道路改良事業」追加調査業務（有償勘定技術支援）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年1月10日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路事業に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。  
注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／道路・交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路・交通計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
  
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年1月13日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(RWF1 = 0.138500 円 , US\$1 = 112.305000 円 , EUR1 = 119.249000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野  
総括/道路・交通計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
3.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月27日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ルワンダ国「ンゴマ - ラミロ区間道路改良事業」追加調査業務（有償勘定技術支援）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(50.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路・交通計画	(50.00)	(20.00)
ア) 類似業務の経験	20.00	8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	2.00
ウ) 語学力	8.00	3.00
エ) 業務主任者等としての経験	10.00	4.00
オ) その他学位、資格等	7.00	3.00
②副業務主任者	( - )	(20.00)
カ) 類似業務の経験	-	8.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	3.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	4.00
コ) その他学位、資格等	-	3.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	10.00
(2) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ルワンダの運輸セクターは同国GDPのサービス産業（2015年時点でGDP比49%）の15%を占め、同国経済において重要な役割を果たしている。一方、内陸国であるため陸上運輸交通手段は道路のみであり、陸路を經由して外洋へ出るためには、ウガンダを経てケニアのモンバサ港に至る北部回廊、もしくは、タンザニアのダルエスサラーム港に至る中央回廊を利用する必要があり、ルワンダから最も近い国際港であるタンザニアのダルエスサラーム港まで輸送するためには、首都キガリ市から中央回廊を利用して約1,400 kmの距離を移動する必要がある。このように内陸国であるルワンダの輸送コストは極めて高く、輸入及び輸出品の原価額内訳において、輸送費が約40%を占めている。この数値は、近隣国ケニアの約12%と比較しても高い割合であり、経済開発を促進する上での大きな課題となっている。

JICAは、こうしたルワンダの物流改善に貢献するため、無償資金協力事業「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」により、ルワンダとタンザニアの国境に新橋及び国境手続円滑化のための施設（ワンストップボーダーポスト：OSBP）を建設し、技術協力「東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト」を通じ、ルワンダを含む東アフリカ5か国に対してOSBP施設の運用能力向上も支援している。また、有償資金協力「ルスモ - カヨンザ区間道路改良事業」において国際幹線道路の改修・拡幅を支援しており、これらにより、本事業区間を含む中央回廊を經由したルワンダへの流通網が大きく改善すると共に、国境通過車両の通行規制の緩和、越境手続の円滑化等が図られている。

ンゴマ - ラミロ区間道路改良事業（以下、「本事業」という。）は、同区間舗装・拡幅を支援することにより、これら事業との相乗効果により、ルワンダだけでなく、タンザニア、ブルンジやコンゴ民主共和国等の近隣国も含めた中央回廊域内経済の発展に貢献することが期待されている。また、ルワンダの首都キガリへ繋がる要衝であるカヨンザは、北部回廊、中央回廊の結節点に位置し、カヨンザ - キガリ間（国道4号線）の渋滞が生じている。本事業により、ンゴマ - ラミロ間（国道6号線）の道路が整備されることにより、首都キガリから国道4号線をとらずタンザニアのダルエスサラームへ繋がるバイパス道路となる。また、ケニア、ウガンダ、タンザニアからブルンジ及びコンゴ民へ向かう上でルワンダの首都キガリを通過しなくともよくなり（逆区間も同様）キガリ市への交通集中緩和にも寄与する。

本事業の舗装・拡幅は、ルワンダ政府が雇用したコンサルタントにより、2014年に実現可能性調査（以下、「F/S」という。）、2016年に補足実現可能性調査（以下、「F/Sレビュー」という。）が既に行われているものの、事業を円借款案件として形成していく上で、経済性・適格性等の面で十分な水準を備えた内容にする必要がある。そのため、本業務はF/S、F/Sレビュー分析のうち、一部区間の車線構造の変更に係る設計検討等の一部項目について追加調査を行うものである。

### 2. 事業の概要

#### (1) 事業名

ンゴマ - ラミロ区間道路改良事業

## (2) 事業目的

本事業は、ルワンダの物流上の要衝に位置づけられる中央回廊からキガリ、ブルンジ国境及びルワンダ南部並びにコンゴ民主国境へ通じるバイパス道路（国道6号線）のンゴマ-ラミロ区間道路の舗装・改修を支援することにより、キガリ-カヨンザ間（国道4号線）の渋滞緩和、事業対象道路周辺地域の経済活性化、及び輸送コストの低減を図り、もって東アフリカ地域経済統合の促進、周辺国との交易の活性化、事業対象道路周辺住民の生活向上に寄与することを目的とする。

## (3) 対象地域

ルワンダ東部県ンゴマからラミロ間

## (4) 関係官庁・機関

- ・関係省庁：インフラ省（Ministry of Infrastructure : MININFRA）
- ・実施機関：ルワンダ運輸開発局（Rwanda Transport Development Agency : RTDA）

## (5) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・無償資金協力事業「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」（18.6億円、2012年）
- ・有償資金協力事業「ルスモ-カヨンザ区間道路改良事業」（68.89億円、2016年）

## 3. 業務の目的

### (1) 業務目的

全体事業区間（ンゴマ-ガソロ間）の内、円借款による支援を検討中の本事業区間（ンゴマ-ラミロ間）の既設道路の改良事業について、F/Sの妥当性を技術的観点から確認し、必要に応じて修正事項・代替案を提示することを目的とする。本業務の成果は、本事業区間（ンゴマ-ラミロ間）の未舗装既設道の拡幅・改良事業に対する円借款供与を検討する際の資料として用いられることとなる。

### (2) 事業概要

ルワンダ東部県のンゴマからルワンダ南部県のガソロまでの全長約120kmの幹線道路（全体事業）（国道6号線）のうち、ルワンダ東部県ンゴマからラミロまでの約53kmの既設道（簡易舗装）の道路整備（本事業）を行うもの。全体事業のうち、本事業を除く、キブガブガ-シンガ間道路整備（約42km）及びシンガ-ガソロ間道路整備（約24km）は世界銀行（WB）の融資により実施予定。

## 4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成し、JICA及び関係官庁・機関に提出するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 円借款検討資料としての位置付け

本業務の成果（結果）は、本事業区間（ンゴマ-ラミロ間）の既設道路の改良事業に対する円

借款供与を検討する際の資料として用いられることとなる。ただし、本業務で求めるのは基本設計レベル<sup>1</sup>であり、詳細設計については円借款事業の中で別途実施することを想定している。

## (2) 重点項目

以下の項目については、結果の取り纏めに際して、JICAから基本的な基準、取り纏めの様式等を提示することがある。

- ・ 設計基準
- ・ 調達・施工方法（コンサルティングサービスのTOR案を含む）
- ・ 事業費（コンサルティングサービスの所要M/Mを含む）
- ・ 事業実施機関の実施能力
- ・ 運営／維持・管理体制
- ・ 運用・効果指標

## (3) 一部区間の設計のレビュー・変更

本事業の道路設計に関し、F/S においては、市街地区間を除く大半の区間を 2 車線で、一部区間を 4 車線で当初設計していたが、F/S レビューにおいては交通需要予測に基づき全区間を 2 車線に変更している。この車線変更に関して、FS レビューにおける 4 車線から 2 車線への設計見直しの根拠が不明瞭であることから、交通需要予測と経済分析の妥当性のレビューを行った上で車線数を確定し、2 車線が妥当である場合は、当該区間の設計図<sup>2</sup>を作成する。

## (4) 施工・維持管理計画

本事業実施に際して必要となるコンサルティングサービス（詳細設計・入札補助・施工監理・運営・維持管理支援など）の内容とその規模（投入専門家及びその M/M）について検討する。また、本事業には含まないものの、本事業の施工・維持管理の実施に役立つと判断される技術的支援があれば、その内容を検討する。

## (5) 設計の精度

基本設計（円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計<sup>3</sup>、積算）までを実施する。

## (6) 現地コントラクターの技術力・入手可能な補修材料等

現地コントラクターの技術力を確認するとともに、本事業を実施する上で必要となる補修材料等入手可能な資材を調査する。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握し、JICA と調査の方針について協議の上、実施することとする。

1 縮尺：平面図（1/1,000）、縦断図（H=1/1,000、V=1/200）、横断図（1/200）、図化間隔：20m 又は 25m ピッチ及び変化点

2 注 1 参照。

3 注 1 参照。

**【第一回国内作業】(2017年2月～2017年3月頃を想定)**

- (1) 事前準備(国内作業)及びインセプション・レポートの作成、説明及び協議
- (2) F/S、F/Sレビュー等の関連資料の内容のレビュー・分析ならびに課題抽出を行い、現地業務での作業内容、重点調査項目を把握する。F/S、F/Sレビューについて、主に以下について技術的観点から妥当性について確認し、必要に応じて修正事項・代替案を提示する。
  - 1) 交通需要予測と経済財務分析の妥当性の確認
    - ① 年平均7%の交通量の伸びが20年間継続する根拠
    - ② 改良道路への転換率(ンゴマ-ラミロ:70%)の根拠
    - ③ 日通行車両数、対象区間の予想時間
  - 2) 交通需要予測に基づく車線数の決定に係る経緯、詳細の確認
    - ① F/Sレビューにおける4車線から2車線への設計見直しの根拠
    - ② 特にF/Sレビューにおいて4車線から2車線へ変更している市街地区間における道路幅(拡幅を見据え暫定2車線整備とするか。その場合の道路空間の配分方針)
  - 3) 舗装設計レビューの実施
- ① F/S、F/Sをレビューし舗装設計が「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査(プロジェクト研究)報告書(別冊)協力準備調査における道路舗装設計ハンドブック(案)」(2015年4月)当該ハンドブックと整合しているかを確認する。
- (3) 業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、業務計画書及びインセプション・レポートを作成の上、JICAに説明・協議を行う。

**【第一回現地調査 / 第二回国内作業】(2017年3月～2017年5月頃を想定)**

- (4) 調査内容
  - 1) 2車線変更に伴う基本設計及び積算
    - ① F/S、F/Sレビューの補足・修正すべき事項を整理するとともに、F/S、F/Sレビューの提案のうち、修正を要する事項について、基本設計(4車線から2車線へ変更する道路区間)・設計図作成を行い、関連工事に伴う積算を行う。
    - ② 6(1)3)舗装設計レビューに基づき、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査(プロジェクト研究)報告書(別冊)協力準備調査における道路舗装設計ハンドブック(案)」(2015年4月)との整合性が認められない場合は設計変更を行う。
  - 2) 事業実施スケジュール  
調達手続きを含めた詳細設計/施工期間について、月単位のバーチャート(JICAの様式に基づく)により、計画を策定する。その際、影響を与え得る施工項目や本体施工以外の工程(補償費の支払を含む)を示した上で、スケジュールの妥当性を検証する。
  - 3) 事業実施体制/維持・管理体制  
ルワンダで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての実施機関の財務・予算状況について情報収集を行う。



#### 4) 事業の概略事業費

以下に従って積算を行う。

##### ① 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は報告書には記載しない。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- f. その他1（融資非適格項目）
  - 用地補償等（予備設計の結果、新規に住民移転が発生する場合は積算に含める）
  - 関税・税金
  - 事業実施者の一般管理費
- g. その他2
  - 完成後の維持保守費
  - 初期運転資金
  - 移転地整備にかかる費用
  - 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
  - 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

##### ② 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

##### ③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

##### ④ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### ⑤ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

##### ⑥ コンサルタント費

本事業は、設計施工分離方式で調達することを想定している。このため、工事コストとは別にコンサルティングサービスの費用（直接人件費、直接経費）を積算する。また、直接人件費の積算にあたっては、各月毎の各エンジニア備上の詳細を作成する。

#### 5) コンサルティングサービスの内容の提案

案件監理等、本事業の実施段階で必要となるコンサルティングサービスの内容、規模(M/M)、

及び工程を提案する。

#### 6) 事業の評価

事業をイ. 定量的効果、ロ. 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、事業完成3年後の目標値を設定する。この際、定量的指標として受益者数、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①年平均日交通量、②所要時間短縮、③走行費用の節減、④平均走行速度の向上への便益等を想定している。

### 【第二回現地調査】（2017年5月～6月頃を想定）

#### 7) 第一回現地調査 / 第二回国内作業結果を踏まえた追加調査事項

6. (4). 7) を踏まえて、追加で情報収集が必要と判断される場合は、JICA 調査団に同行する形で追加情報の収集を行う。

また、本事業には含まないものの、本事業の施工・維持管理の実施に役立つと判断される技術的支援があれば、その内容を検討する。

#### 8) インテリム・レポートの作成、説明及び協議

第一回現地調査 / 第二回国内作業時に行った基本設計・積算経過について、インテリム・レポートとともに JICA、先方関係機関に説明・協議を行い、要すれば必要な修正を行う。なお、ドラフトの提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間（最低 5 営業日）を確保する。

### 【第三回国内作業】（2017年6月～8月頃を想定）

#### 9) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明及び協議

第二回現地調査の結果を踏まえてドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。ドラフト・ファイナル・レポートについては、ドラフトを作成し、JICA と協議を行い、必要な修正を行った上で、先方関係機関へ提出し、合意を得る。なお、ドラフトの提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間（最低 5 営業日）を確保する。

#### 10) ファイナル・レポートの作成、説明及び協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対する先方関係機関のコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成し、JICA に説明及び協議を行い、JICA からのコメントを反映させ、最終版を作成、JICA に提出する。

## 7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（1）4）ファイナル・レポートとする。

各報告書の先方関係官庁・機関への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

### (1) 提出物

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：業務開始後 10 日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：業務開始後 1 ヶ月以内

部 数：英文 7 部（簡易製本）

3) インテリム・レポート

記載事項：概略検討結果

提出時期：業務開始後 3 ヶ月以内

部 数：英文 7 部（簡易製本）

4) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：3) を基にアップデートした成果及び基本設計図書類

提出時期：業務開始後 5 ヶ月以内

部 数：英文 7 部（簡易製本）

5) ファイナル・レポート

記載事項：4) に先方関係機関との協議結果を反映した結果（要約を含む）

提出時期：業務開始後 6 ヶ月以内

部 数：英文 10 部（簡易製本）、CD-ROM3 部

6) 業務完了報告書

記載事項：5) の要約

提出時期：業務開始後 6 ヶ月以内

部 数：和文 6 部（簡易製本）、CD-ROM3 部

(2) その他の提出物

1) 議事録等

関係官庁・機関との協議等にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。JICA ルワンダ事務所における協議についても、同様とする。

2) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2017年2月中旬より業務を開始し、2017年8月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

年月	2017						
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	1	2	3	4	5	6	7
契約締結・第一回国内作業	■						
業務計画書提出	▲						
インセプション・レポート		▲					
第一回現地作業		■					
第二回国内作業			■	■	■		
インテリム・レポート				▲			
第二回現地作業				■	■		
第三回国内作業						■	■
ドラフト・ファイナル・レポート						▲	
ファイナル・レポート							▲

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 約9.5 M/M

##### (2) 業務従事者の構成分野（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。4) 環境・社会配慮レビューについては現時点ではプロポーザルに含めることは不要。

- 1) 総括/道路・交通計画（2号）
- 2) 道路設計レビュー
- 3) 積算・施工計画レビュー
- 4) 環境・社会配慮レビュー（注：P.10「8. その他の留意事項（4）環境社会配慮」参照。）

#### 3. 現地再委託

本業務において、現地再委託は想定していない。

#### 4. 現地傭人

積算・施工計画レビューについては、現地傭人として、大学卒業後5年程度または同等の資格を有する人材を補佐業務に当たらせることを認める（3M/M想定）。

#### 5. 対象国の便宜供与

カウンターパート（実施機関担当者）を配置する。執務スペースの借上げは、要すれば、必要経費を、本見積に含める。

#### 6. 配布資料及び公開資料

##### 1) 配布資料

- ・ 10 years investment strategy for priority EAC infrastructure projects and a resource mobilization strategy(2014.11)
- ・ ルワンダ共和国道路網地図「Classified Road Network」(2015)
- ・ Feasibility study and Design Review Consolidated Report (2016.11)

##### 2) 貸与資料（希望者は以下、問い合わせ先までご連絡ください）

- ・ ルワンダ共和国設計基準「Road Geometric Design Manual」、「Road Pavement Design Manual」、「Bridge Design Manual」、「Drainage Manual」(2014.12)
- ・ Detailed Technical Study of Construction and Upgrading for Nyanza-Ngoma Road Project (2014.12)

（問い合わせ先）

独立行政法人国際協力機構（JICA）

アフリカ部アフリカ第一課

榊 将乃介

tel: 03-5226-8269

e-mail: Sakaki.Masanosuke@jica.go.jp

##### 3) 公開資料

- ① 開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査(プロジェクト研究)報告書(別冊)「協力準備調査における道路舗装設計ハンドブック(案)」(2015)  
[http://libopac.jica.go.jp/images/report/12232211\\_02.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12232211_02.pdf) (JICA 図書館ウェブサイトより閲覧可能)
- ② ルスモ橋含む タンザニア・ルワンダ 国境域における物流改善促進協力準備調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000249271.html> (JICA 図書館ウェブサイトより閲覧可能)

#### 7. 機材の調達

本業務においては、資機材の購入については現時点では想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

## 8. その他の留意事項

### (1) 関係者との連絡

関係官庁・機関、JICAルワンダ事務所、JICAアフリカ部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

### (2) 道路舗装設計

道路舗装設計に際して、本指示書公開資料に挙げた「協力準備調査における道路舗装設計ハンドブック（案）」（2015年4月）を参照し、地質、水文、材料、交通量・軸重、排水設計等に留意した調査を行うこと。

### (3) 安全への配慮

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAルワンダ事務所、在ルワンダ日本国大使館において十分な情報収集を行うこと。また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行い、安全確保に最大限の配慮を行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に郊外・地方にて活動を行う場合は、対象地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。また、コンサルタント等は、現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

### (4) 環境社会配慮

環境社会配慮に関して、JICAにより、本業務において新規に既存 ESIA 及び RAP の確認を行う必要があると判断された場合（注：実施機関より JICA に対して環境社会配慮に関する資料が提出された後、JICA が判断を行う。2017 年 1 月下旬～2 月頃を目途としているが、判断の時期については変更となる可能性がある。）、契約変更により環境社会配慮業務を追加する可能性がある。数量規模等は合わせて JICA より提示する。

### (5) 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上